四　ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影の施設基準

(1)　通則

当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　64列以上のマルチスライス型の機器によるＣＴ撮影及び3テスラ以上の機器によるＭＲＩ撮影に関する施設基準

イ　画像診断管理加算2の施設基準を満たしていること。

ロ　専従の診療放射線技師が一名以上配置されていること。

(3)　ＣＴ撮影の注8及びＭＲＩ撮影の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

(1)に掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一割以上であること。

五　冠動脈ＣＴ撮影加算、心臓ＭＲＩ撮影加算及び乳房ＭＲＩ撮影加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

(2)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(3)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の二　外傷全身ＣＴ加算の施設基準

(1)　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

(3)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(4)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の三　大腸ＣＴ撮影加算の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。

六　歯科画像診断管理加算1の施設基準

(1)　歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注2の届出を行った病院である保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

(3)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の二　歯科画像診断管理加算2の施設基準

(1)　歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注2の届出を行った病院である保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

(3)　当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、(2)に規定する歯科医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治の歯科医師に報告されていること。

(4)　当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）について、(2)に規定する歯科医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。

(5)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

七　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療に係るものに限る。）及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）の施設基準

(1)　送信側

離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　受信側

イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。

ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第七　投薬

一　処方料及び処方せん料に規定する疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

二　処方料及び処方せん料に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準

抗悪性腫瘍剤処方管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三　処方料、処方せん料及び薬剤料に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤

投与期間が30日以上必要なものであること。

四　外来後発医薬品使用体制加算の施設基準

(1)　外来後発医薬品使用体制加算1の施設基準

イ　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第七条の二に規定する後発医薬品（以下単に「後発医薬品」という。）の使用を促進するための体制が整備されている診療所であること。

ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある薬担規則第七条の二に規定する新医薬品（以下「先発医薬品」という。）及び後発医薬品を合算した薬剤の使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が七割以上であること。

ハ　当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

ニ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(2)　外来後発医薬品使用体制加算2の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている診療所であること。

ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が六割以上であること。

ハ　当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

ニ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

第八　注射

一　外来化学療法加算の施設基準

(1)　外来化学療法を行う体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。

(2)　外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

二　中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する対象患者

別表第九の二の二に掲げる者

三　無菌製剤処理料の施設基準等

(1)　無菌製剤処理料の施設基準

イ　病院であること。

ロ　無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。

ハ　無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。